

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案					
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期	
市長	省略				市長	省略				
	三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会	まちづくりに関する情報を共有する仕組み及び危機管理に関する事項についての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで						
	三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号。以下次号及び第3号において「条例」という。)第7条に規定する報告書に関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する記録に関する事項についての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項について意見を述べること。	3人以内	2年		三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号。以下次号及び第3号において「条例」という。)第7条に規定する報告書に関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する記録に関する事項についての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項について意見を述べること。	3人以内	2年	
	省略					省略				
省略					省略					
以下省略					以下省略					

三田市まちづくり基本条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第44条 省略 (危機管理)		第1条～第44条 省略 (危機管理)	
第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。		第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。	
2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で		2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で	

守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

- 3 災害等への対応について基本的な事項は、別に条例で定めます。

以下省略

守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

- 3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例（平成 27 年三田市条例第 号）で定めるところによります。

以下省略